平成30年(行コ)第35号 石木ダム事業認定処分取消請求控訴事件

平成30年12月19日

意見陳述書

福岡高等裁判所第4民事部 御中

控訴人 遠藤保男

私は横浜市在住の控訴人遠藤保男です。起業地の共有地権者の一人です。

石木ダム事業は構想段階からは 60 年近く、法定計画とされてからは 43 年も経過しています。私はこれから、石木ダム建設事業が今もって継続されていること自体が人格権侵害の暴挙であり、事業認定が取り消されるべきことについて話させていただきます。

1. **はじめに**

1) 私の経歴等

25 年ほど前に、全国の「無駄なダム事業によってかけがえのない自分たちの生活・地域社会・自然を破壊されてしまう」と悲痛な叫びをあげている皆さんが、緩やかな連絡体「水源開発問題全国連絡会」を立ち上げました。私は当初から現在まで、その事務局の一員として携わってきました。

ダム事業現場はすべて、そこに生きとし生けるものをその場所から排除しない限り成り立ちません。それにもかかわらず、ダム事業は進められてきました。その弊害が象徴されるのは苫田ダム(完成して稼働中)、川辺川ダム(中止扱いとして河川整備計画策定中)、八ッ場ダム(工事中)です。事業地住民は計画当初から絶対反対をしてきましたが、起業者(当時の建設省)と一体となった県から、「どうせ沈むところなのだから」として道路の修理、河川の修理、バス運行の取りやめ、郵便局の廃止など、社会資本の投資を止めるという圧迫(行政圧迫)を受け、その地域での生活がままならなくなるまで追い詰められ、ダム事業に同意を与えざるを得なくなっていたのです。

2) 石木ダム事業による人権侵害

長崎県と佐世保市は、事業予定地 13 世帯の皆さんをはじめとした多くの皆さんからの「石木ダムがなぜ必要であるのか」という疑問に答えることができぬまま、60 年近くも前からの石木ダム事業に固執しています。長崎県と佐世保市からの夜討ち朝駆け、事業認定申請、事業認定告示、収用明渡裁決、一部土地の収用・・・・・・、居住

者の皆様は、常に石木ダム事業に苦しめられ、安心して生活する日々を過ごすことは できていません。

それでも、住民の皆さんは代を重ねて50有余年、今もなお、「不要な石木ダムには 私たちの生活の場を絶対に渡さない」「私たちは先祖から受け継いだこの場所で生活 を続けたいだけ」という**人として**自然に抱く感情の下、毎日、説明要求行動を継続し ています。「**代を重ねて50有余年**」、これはダム反対史上画期的なことなのです。

3) 石木ダム反対運動の到達点

佐世保市の場合は、詳しくは別紙1、別紙2、に示しますが、「石木ダムは佐世保市 民の願い」としているのとは裏腹に、人口減少と節水機器の普及で水の使われ方が減 少しているのですから、佐世保市の言う水需要の急激な上昇はありえません。佐世保 市が石木ダムへの水源開発に固執すると、財政破綻に陥るのは確実です。

治水面においても、「川棚川の山道橋より下流区間は、戦後のすべての洪水が再来しても、石木ダムなしで安全に流下することができる」と長崎県が明言しています。よって、「この区間を石木ダムで百分の一対応にする」という事業の費用対効果は、事業実施の限界とされている1よりはるかに低い0.21という値になり、採算がまったく取れません。「石木ダムで山道橋より下流区間百分の一対応」は不要な事業なのです。詳しくは別紙3に示します。

以上からも、「石木ダムは利水・治水両面において、不要であることが明らかな事業」と言えます。

2. 石木ダムに対する私の考え

2009年11月と2013年9月の2回、私は「これはあまりにも 鰭 い。何としてでもストップをかけなければならない。」と心に期したことがあります。

- □ 1回目は長崎県と佐世保市が石木ダム事業に土地収用法に基づく事業認定申請を したことです。
- □ 2回目は、九州地方整備局が事業認定を告示したことです。

1) 事業認定申請は信義にもとること

1972 年 7 月 29 日に事業予定地 3 郷総代 (甲) と長崎県知事 (乙) 間で交わした覚書 (D1) があります。

その覚書には

第4条 乙(長崎県)が調査の結果、建設の必要が生じたときは、改めて甲(3 つの郷の総代)と協議の上、書面による同意をうけた後着手するものとする。

と記載されています。

事業認定申請という手段は、この覚書第4条に違反していることは明白です。

長崎県は事業認定申請を取り下げるのが本来の筋です。

2) 事業認定処分の理由~その非人道性~

私は事業認定申請書と事業認定理由書を何度も読み返しました。どこにも 13 世帯皆 さんが生活していることに一字一句も触れていません。

「人がそこで長年にわたって社会を形成し、現に 生業 にいそしみ生活をしている という最も大きい価値について記述がない (=検討していない) ということは、人の 存在を排除の対象としかみていない!! ということです。

これにはビックリしました。そして震え 標 き ました。「人間の存在を排除の対象 としかみない!!」、それは「公権力による目的遂行に、異を唱える者の人格権や存在を 認めない」という公権力による人格権否定であるからです。

石木ダム事業計画を進めることは、13世帯の皆さんが祖先を含めてこれまで長年に わたって築き上げてこられたコミュニティ、文化、生業といった人の生活の基盤とい うべきあらゆる価値が失われます。「個人の尊厳が無に帰してしまう」のです。

こうばるの価値をうかがい知ることができるのは、こうばる地区皆さんが作られた 歌である「こうばるの歌」です。

別紙4表紙に「こうばるの歌」の歌詞が書かれています。

裁判所におかれましては、ぜひこの歌詞に目を通していただきたいのです。

3. 石木ダム中止がみんなの幸せ

以上をまとめます。

- (1) 事業認定申請は覚書違反
- (2) もはや、石木ダムが不要であることは明らか。
- (3) そのような石木ダムに 13 世帯の皆さんが土地と住居を明け渡す意思はない。

更にもう一項目

(4) 無駄な石木ダム事業を中止することで、老朽化した佐世保水道施設の改善、 川棚川下流域の内水氾濫対策と最下流部の堤防整備に財源を振り替えることが できる。

この4つは、「石木ダム中止が石木ダム強行をはるかに上回る多くの幸せをもたらす」ことを示している、と私は確信しています。

4. 裁判所に求めたいこと

誰が見ても必要性のないダム事計画が多くの批判を受けながらも何十年と生き残り、 自然環境と地域社会を破壊するのが何故許されているのでしょうか?

それは、「行政が一度石木ダム事業を決めてしまうと、地権者、受益予定者を含めた関係者がどんなに科学的・具体的・根拠ある異論を唱えても全く顧みられることはなく、地権者が譲渡に応じない場合は、収用まで一直線で行政の思うがままに進められてきた」という構図があったからです。

さらに、そのような時代を打開すべく、やむなく事業認定取消訴訟を提訴しても、 これまでの裁判例の多くは、本事件第1審と同じく、**得られる利益と失われる利益に** ついてその実態を全く見ようとせず、行政側の裁量権の下、行政の意見をそのまま採 用、鵜呑みにした判決を出してきました。

民主国家であり、法治国家である我が国において、公共事業にはその計画段階から 完成に至るまで、私たち主権者の声を届けることができていません。**行政が自浄作用 を拒絶している限り、私たちは裁判所に救済を求める**ことになります。

この控訴審で、得られる利益はあるのか、失われる利益はなになのか、その実態を 私たちは更に明らかにしていく所存です。

貴裁判所には、これまでの行政裁量の名の下、不必要なダムを造り続けてきたダム行政に一石を投じるべく、本当に、利水及び治水の両面において石木ダムが必要であるのか、という私たちの主張や証拠を正面から受け止めて、石木ダム事業認定の取り消しを命ずる判決を頂きたく切に願います。

以上

別紙1 「新規水源開発が必要」と判断するうえでの手順。

将来の水需要を予測する 一年間を一区切りとします

- ◆ 一日に実際に使用される水量 一日平均有収水量
 - 水道メーターで測定される。
 - 水道料金を徴収するときの対象水量
 - 用途別に求めて合計する 家庭用水 業務営業用水 工場用水 そのほか
 - 浄水場から送り出された水が地際に使われた効率を有収率と言います。

有収率=有収水量/給水量

◆ 一日に浄水場から送り出す水量 一日平均給水量

• 一日に実際に使用される水量(一日平均給水量)を賄うに足りる水道水を浄水場から送り出します。浄水場から送り出されて蛇口にたどり着くまでに漏水などがあると、有収水量より大きい値になります。

◇ 一年間で最も多い給水量 一日最大給水量

- 一年間で最も多く給水された水量です。
- 浄水場や水源の用意をするときは、毎日の給水量は日ごとに変動するので、最大給水量を賄うことができるように設計します。
- 一日平均給水量と一日最大給水量の割合を負荷率と呼んでいます。
- 負荷率=一日平均給水量/一日最大給水量

◆ その水需要を賄うに必要な水源水量を算出する

- 一日最大給水量を賄うに必要な水源の水量です。
- 一日最大給水量と必要水源水量の割合を利用量率(石木ダム訴訟では安全率 としています)と呼んでいます。
- 利用量率=一日最大給水量/必要水源水量
- ◇ 必要とされる水源量が現在保有する水源量より少ない時: 水源が不足→新たな水源を開発

開発水源量=必要とされる水源量-現在保有する水源量

▶ 水需要予測を行うときは通常、

用途別使用水量の予測

その合計を以って、一日平均有収水量を設定。

有収水量を有収率で除して一日平均給水量を設定。

- ◆ 一日平均給水量=一日平均有収水量/有収率。
- ◆ 有収率を小さく設定すると一日平均給水量は大きな値になります。
- 一日平均給水量を負荷率で除して一日最大給水量を設定。

- ◆ 一日最大給水量=一日平均給水量/負荷率
- ◆ 負荷率を小さく設定すると一日最大給水量は大きな値になります。
- □ 一日最大給水量を利用量率で除して必要水源水量を設定
 - ◆ 必要水源水量=一日最大給水量/利用量率
 - ◆ 利用量率を小さく設定すると、必要水源水量は大きな値になります。

以上で、必要水源水量が設定できました。

▶ 保有水源水量

実際にその水道事業体が保有している(=使用している)水源の 合計水量です。

▶ 開発水量

先ほど求めた必要水源水量が保有水源水量では不足する場合に、新たに 用意しなければならない水量で、開発水量と言います。

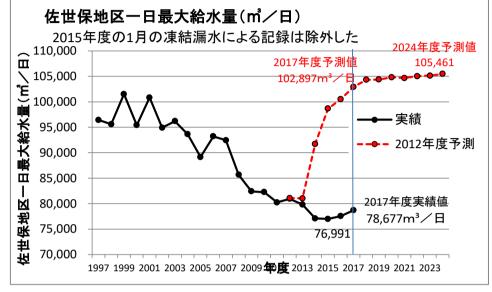
- □ 開発水量=必要水源水量-保有水源水量
 - ◆ 必要水源水量が大きな値で保有水源水量が少なければ、開発水量 の値は大きくなります。

別紙 2 水需要予測は石木ダムありきの数字合わせ

① 現実離した佐世保市の 2012 年度予測

2012 年度に佐世保市が行った、石木ダムに関係する給水地域=旧佐世保

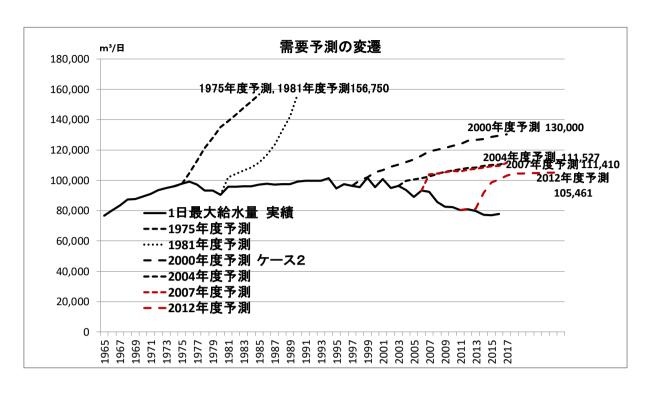
黒線が示す実 測値は 2000 年度 から 2015 年度に かけて減少を続



け、2016 年度からはわずかに増加して 2017 年度は 78,677 m^3 /日を記録しています。一方、佐世保市の予測は、2013 年度から突如増加して 2017 年度には102,897 m^3 /日、2024年度には105,461 m^3 /日にもなるとしています。2017 年度では実績値は予測値よりも 24,000 m^3 /日も少ないのです。人口減少と節水システム普及がますます進むことが確実なのですから、2024 年度に105,461 m^3 /日になるわけがありません。2012年度予測がこのような現実離れした結果になっている理由を調べると、これまでの裁判の中で明らかにされてきたとおり、たくさんの原因が見つかりました。

② まえから繰り返されている佐世保市の現実離した予測

「石木ダムは佐世保市民の悲願」としてきたのは、法的には 1975 年度(昭和 50 年度)からのことです。現在に至るまで佐世保市は何度も「石木ダムが必要」を裏付けるための水需要予測をしています。その結果を下のグラフに示します。



このグラフの実線は一日最大給水量の変遷で、6本の破線・点線はこれま でに行われた水需要予測の結果です。各水需要予測線の上端がその予測が 目標年度の予測値です。6回ともその後の実績よりはるか高い予測値になっ ています。特に最初の2回は目標年度の予測値156,750m3/日がその実績値 約、10万m³/日よりも56,000m³/日も過大になっています。石木ダムへの 最初の水源開発量計画水量は 6 万m³/日でした。針生に工業団地を立地す る計画を見込んでいたからです。しかしその計画は頓挫しました。針生工 業団地頓挫が分かった時点で石木ダムへの水源開発を見直していれば水源 開発は不要となっていたはずです。しかし見直すことなく年が過ぎました。 2000 年度の予測では 2018 年度には水需要は 13 万m³/日、それに必要な保 有水源水量は13万7千m³/日になるとしました。それまでの予測値 156,750m³/日より2万7000m³/日も少なくなったのですから、石木ダム開 発水量もそれに応じて6万m³/日から2万7000m³/日を減じればよかった のです。それはせずに、何と、それまで使っていた慣行水利権水源を「不 安定だからすべて許可水利権に替える」として、保有水源水量を約3万m 3/日低く評価し、安定した保有水源は7万7千m3/日しかない、としまし た。保有水源水量を低く評価することで、必要な保有水源水量13万7千 m³/日には6万m³/日の水源開発は必要、を維持したのです。

2004年度予測、2007年度予測では水需要がどうしても伸びないので石木 ダムへの水源開発水量を2万m³/日さげて4万m³/日としましたが、それ でも水使用の実績は $3 \, \text{万m}^3/\text{日も下です}$ 。 $2012 \, \text{年度予測は大変でした}$ 。水 需要は減少するばかりです。保有水源水量もすでに削減してしまったので、「石木ダムへの $4 \, \text{万m}^3/\text{日水源開発が必要}$ 」という結論を引き出すには水 需要を何としてでも上げて、 $7 \, \text{万7} \, \text{千m}^3/\text{日プラス} \, 4 \, \text{万m}^3/\text{日=}11 \, \text{万7} \, \text{千m}^3/\text{Hの水源が必要という結果にしなければなりません}$ 。 それには逆算するしかありません。

必要水源水量 117,000 m³/日

それで賄える最小の一日最大給水量は上記値に水道施設維持管理指針・ 解説で例示されている**利用量率の最小値 90%**をかけて求めています。本来 であれば、実績値から判断して 95%を採用するのが妥当なのです。

一日最大給水量=117,000×0.9=105,300 m 3 /日 実際の採用値は 105.461 m^3 /日

さて、一日平均給水量は一日最大給水量に負荷量をかけて求めます。水 道施設維持管理指針で例示されている考え方を最大限に用いると(=でき るだけ安全を見積もる)、これまでの最低値を採用するに越したことがあ りません。但し異常値ではまずいので 2007 年度予測で用いた負荷率と同じ 値、0.803 を採用しています。本来では、2007 年度で採用した「過去 10 年 の最低値」を採用することで十分です。「過去 10 年の最低値」84.8%を採 用するのが妥当でした。

一日平均給水量= $105,300\times0.803=84,560$ m $^3/日$ 実際の採用値は 84.685m $^3/日$

次は一日平均有収水量。一日平均有収水量は上記値に有収率をかけて求めるのであるが、有収率は「水道事業ガイドライン(JWWA Q100)」に準じなければならないから 0.895 程度を採用しています。本来であれば、自己努力として漏水対策を充実を第一にして、有収率はせめて 93%程度は目指すのが妥当です。

一日平均有収水量=84,560×0.895 \rightleftharpoons 75,700 m 3 /日 実際の採用値は75,542m 3 /日

さて、これらを用途別使用水量に振り分けなければ。これは難しい。家庭用水は人口減少が見えているから逆に一人一日当たりの水量=原単位をできるだけ上げておかなければ。業務営業用水をあげるにはどうすればよいかな? 工場用水は大口使用の SSK はどうかな?・・・・・・・・

という次第です。各項目とも水需要を高く見積もるための理由を懸命に こじつけて算出し、それらの合計値は 75,542m³/日になりました。

ちなみに、実績を基にして、利用量率 95%、負荷率 84.8%とし、努力目標としての有収率を 93%に設定して逆算していたならば、

ー日平均有収水量=117,000×0.95×0.848×0.93=87,657 m^3 /日 になっていました。2011 年度の一日平均給水量の実績値は上記値よりも16,000 m^3 /日も低い 71,153 m^3 /日でした。これでは本来採用するべき実績を基にした、利用量率95%、負荷率84.8%、努力目標有収率93%を使うことができません。このような事情から、利用量率と負荷率については水道施設維持管理指針で例示されている考え方の最小値を採用したと推察されます。すなわち、「4万 m^3 /日の水源開発ありき」の需要予測でした。

3

2012 年度予測だけでなく、佐世保市が繰り返してきた水需要予測はすべて、「石木ダムへの水源開発量が必要を説明する」ことが目的になっています。それ故、「需要予測の変遷」グラフに見るように、1975 年度の「石木ダムに水源開発が必要」とする最初の水需要予測結果がそれ以降の水需要予測すべてを「あり得ない過大予測」にしてしまいました。

別紙3 もはや石木ダムはペイしない

石木ダム事業の治水目的

♦ 1975 年当時

「石木ダム地点に流入してくる 280 立メートルのうち毎秒 220 立方メートルの洪水調節を行なう。」としか書かれていません。これでは何故そんな調節が必要なのか知ることができないのです。

- ◆ 石木ダム全体計画書 H19 年 (第2回変更)
 - 1 建設の目的
 - (1) 洪水調節

石木ダムの建設される地点における計画高水流量毎秒 280 立メートルのうち毎秒 220 立方メートルの洪水調節を行なう。

とだけ記されています。

同計画書には添付図書が付いていて、

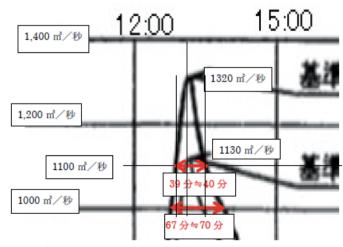
- 「2. 洪水調節計画説明書」
- (I) 概要と(2) 基本高水および計画高水流量 のところで、「山道橋下流域を100年に1回の洪水=計画高水流量1,400m³/秒に対応できるようにダムで調節して1,130m³/秒(計画高水流量)にする。」と説明しています。
- (3) 洪水調節

洪水調節計画は自然調節方式とし、ダム地点における計画高水流量 280 m^3 /秒のうち、 $220\mathrm{m}^3$ /秒を調節し、 $60\mathrm{m}^3$ /秒 (最大 $70\mathrm{m}^3$ /秒) を放流する。これに要する容量は L950、 $000\mathrm{m}^3$ とする。

これが治水上石木ダムを必要とする理由であり、石木ダムの治水上の 本来の役割であることが分かります。

つまり、石木ダムの治水上の本来の役割は、「山道橋下流域を 100 年 に 1回の洪水 (=基本高水流量)

1,400 m³/秒に対応できるようにダムで調節して1,130 m³/秒(計画高水流量)にする。」の一施設で、1400(基本高水流量)-1130(計画高水流量)-80(野々川ダムによる調節効果)=190(m³/秒)を削減する」ことになります。



現在は・・・

長崎県は、「すでに戦後の水害を引き起こしたすべての洪水は山道橋下流域を安全に流下することができていて、間もなく計画高水流量 1,130 m³/秒対応を完了する」ことを明言しています。すなわち、石木ダムの役割は山道橋地点に流下する $1320 \,\mathrm{m}^3/$ 秒を $190 \,\mathrm{m}^3/$ 秒低下させることが本来的な役割です。その間に調節しなければならない水量、すなわち、山道橋地点を流量が $1,130 \,\mathrm{m}^3/$ 秒を超えて $1,320 \,\mathrm{m}^3/$ 秒に至り、 $1,130 \,\mathrm{m}^3/$ 秒まで低下する間 (=40 分間) の流れすべての水量はわずか(1320-1130)× $60\times20\div2=114,000 \,\mathrm{m}^3$ にすぎません(右図参照)。そのために洪水調節容量が 17倍もの $1,950,000 \,\mathrm{m}^3$ を擁している石木ダムが必要などというのは全く理解できません。この事実は川棚川水系河川整備基本方針、川棚川水系河川整備計画策定段階で明らかになっていたことなのですから、その時点で石木ダム事業は見直されていなければならなかったと私は考えます。

長崎県はこの状況を踏まえて、石木ダムによる治水上の効果を算出しています。なんと、川棚川下流域はすでに河道整備による効果が上がっているので、石木ダムに持たせた治水上の役割「山道橋地点で1,320m³/秒の洪水を190m³/秒調整して、1,130m³/秒まで落とす」が果たす50年間の効果(便益)は33.319 億円としています。それに石木ダム治水分の残存価値9.02億円を加えた効果(便益)は42.339億円です。一方、治水目的分のダム事業費とダムの維持費を含めた合計費用は河川負担分の195/(195+74)=0.725ですから、現在価値化額で197.708億円になります。石木ダムによる山道橋下流域治水に対する費用対効果比は42.339/197.708=0.214でしかありまぜん。費用対効果は1をはるかに割る0.214しかないので、山道橋下流の治水対策事業としては全く採算が取れない事業なのです。

石木ダムの治水上の本来の目的、「川棚川の洪水基準点山道橋地点の流量を1,320m³/秒から1,130m³/秒に調節する」ための石木ダム事業は、まったくペイしない事業になっています。